



長野県報

11月30日(水)
平成17年
(2005年)
号外

目次

規則

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程(経営企画課) 1

規則

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程を次のように制定します。

平成17年11月30日

長野県公営企業管理者 古林 弘 充

長野県公営企業管理規程第5号

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程

企業職員の給与に関する規程(昭和43年長野県公営企業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第5条第4項に次の1号を加える。

- (3) 勤務開始日が平成17年4月1日から同年11月30日までの間にある職員 前項中「受けていた」とあるのは、「係る給料及び扶養手当について一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成17年長野県条例第71号)の施行の日における同条例による改正後の一般職給与条例の規定の例によるものとした場合の」とする。

別表第1の2中「8,298円」を「8,271円」に、「 9,800円 」を

「 9,700円 」に、「 11,300円 」を「 11,200円 」に改める。

附則

この管理規程は、平成17年12月1日から施行する。

経営企画課